民事訴訟法（配点 40 点）

以下の設例を読んで，設問に答えなさい。

【設例】

Ｘは，ＡがＹに対して振り出し，順次Ｂ・Ｘに裏書された約束手形の所持人として，Ｙに対して遡求権を行使して手形金の支払いを求める訴えを提起した。Ｙは，これに対して，本件手形はＢがＸに対して負っていた債務（原因債務）の担保のためにＸに譲渡したものであるが，Ｂはその後Ｘに対する原因債務を弁済したので，Ｙの手形金支払義務は消滅したと抗弁した。このＹの抗弁に対し，Ｘは否認するも何ら主張しなかった。裁判所は，ＢはＸに対してＹ主張の金員を支払ったが，この支払いはＢがＸに対して負担していた別口債務の弁済としてなされたものであると認定してＹの抗弁を斥け，Ｘの請求を認容した。

【設問１】（配点 10 点）

積極否認と抗弁について，違いを明らかにして説明しなさい。

【設問２】（配点 30 点）

裁判所の判断は適法か。